

## 10 地域生活



### ○余暇を過ごせる場所はないの？

#### ●広島市心身障害者福祉センター

心身障害者に対し、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練等のために必要な便宜を総合的に供与する施設です。文化事業、スポーツ事業、デイサービス事業などを行っています。

施設名	所在地	TEL	FAX
広島市心身障害者福祉センター	東区光町二丁目1-5	261-2333	261-7789

#### ●社会復帰クラブ

在宅の精神障害者が、レクリエーション、手工芸、料理、スポーツ等をとおして、人との付き合い方を身に付け、社会生活を拓げるために、各保健センターでグループ活動を行っています。

○問い合わせ先 各区地域支えあい課地域支援第一係（安芸区は地域支援係）（78ページをご覧ください。）

※区によって実施状況が異なります。

#### ●ソーシャルクラブ

在宅の精神障害者が自主的に集まり、お互いに支えあいながらグループ活動を行う場です。

クラブ名	実施場所	開催状況	お問い合わせ先・電話番号	
なかよし会	西区地域福祉センター	毎週金曜日 10:00～15:00	西区社会福祉協議会	294-0104
キラキラ広場	安佐南区地域福祉センター	第1・2・4木曜日 10:00～12:00	安佐南区社会福祉協議会	831-5011
ゆめ広場	安芸区総合福祉センター	第1～4木曜日 10:00～12:30	安芸区社会福祉協議会	821-2501

#### ●勤労青少年ホーム

勤労青少年に対して、キャリアカウンセリングを行い、あわせてレクリエーション、サークル活動等の健全な余暇活動の場を提供する施設です。

○事業内容 スポーツ・娯楽・教養・相談などの目的のために、体育室・音楽室・集会室・娯楽談話室・相談室などがあり、個人でもグループでも利用できます。また、勤労青少年ホームの主催事業として茶道・華道・料理・書道などの教養講座や、簿記・英会話などのキャリアアップ講座、産業カウンセラーやキャリアコンサルタントによる相談会、ホーム祭などの行事を行っています。

なお、安佐勤労青少年ホームと佐伯勤労青少年ホームには、夜間照明設備を備えたテニスコートなどが併設されています。

○休館日 日曜日（佐伯勤労青少年ホームは水曜日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日（佐伯勤労青少年ホームにあっては、当該休日の日曜日に当たるときはその日を除くものとし、

当該休日が水曜日にあたる時は、その直後の休日でない日)、1月1日～1月3日、8月6日、12月29日～31日

○会員資格 広島市内に在住または在勤の15歳以上35歳以下の勤労青少年、その他特に資格を認められた者

○開館時間 午前9時～午後9時

○利用手続き 利用される場合は、所定の申請書に必要な事項を記入の上、保険証や社員証等勤労者であることを証明するものを添えて窓口に提出し、会員証の交付を受けてください。この会員証は、中央・安佐・佐伯勤労青少年ホームに共通して使用できます。

また、一般の利用者は所定の申請書に必要な事項を記入し、許可を受けてください。

○使用料 無料です。ただし、勤労青少年のための事業以外に使用する場合は有料です。

名称	所在地	TEL	FAX
広島市中央勤労青少年ホーム (愛称：ユーストピア中央)	中区八丁堀 3-2	222-2513	222-7971
広島市安佐勤労青少年ホーム (愛称：ユーストピア安佐)	安佐南区大町東三丁目 25-12	879-1512	879-1542
広島市佐伯勤労青少年ホーム (愛称：ユーストピア佐伯)	佐伯区新宮苑 11-43	922-8424	924-8870

### ●発達障害者オープン相談の場

発達障害のある方が、放課後の時間などにちょっと立ち寄ってスタッフと話をしたり、お茶を飲んだり、遊びなどが出来る”ほっ”とするスペースです。時間内であれば、いつ来られても、いつ帰られても結構です。

スタッフや利用者同士の交流、相談を通して、仲間作りや社会参加に向けたきっかけづくりをお手伝いします。

○対象 15歳以上の発達障害のある方で、主治医の了解が得られる方

○場所・開設日時

地区	場所	開設日時
東	東区光町二丁目15番55号 広島市こども療育センター内 3階	原則、第2・第4月曜日 14:00～18:00 原則、第2・第4金曜日 14:00～18:00
西	西区己斐中一丁目6-20 広島市己斐公民館内	原則、第1・第3金曜日 15:00～18:00
安佐南	安佐南区長束一丁目28番3-2号 Autism Life Support Hiroshima いんぐりもんぐり内	原則、第1・第3水曜日 15:00～18:00

○利用方法 事前登録が必要ですので、利用を希望する場合は問い合わせ先へご連絡ください。

○問い合わせ先

地区	名称	所在地	電話番号
東・西	広島市発達障害者支援センター	東区光町二丁目15番55号 (広島市こども療育センター内)	568-7328
安佐南	Autism Life Support Hiroshima いんぐりもんぐり	安佐南区長束一丁目28番3-2号	239-3609

○生活保護を受けるほどではないが、生活が苦しい

●広島市くらしサポートセンター

くらしサポートセンターでは、生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により生活に困窮している方からの相談に応じます。

相談者の状況に合わせたプランを作成し、就労や住まい、家計の再生などの支援を組み合わせ、相談者に寄り添いながら生活の安定と自立に向けた支援を行います。

○対象 広島市内に住所又は居所を有する生活困窮者（生活保護受給者を除く。）

区 分	所 在 地	電話番号	FAX・E-mail
中区くらしサポートセンター	中区大手町四丁目1-1（大手町平和ビル5階 中区社会福祉協議会内）	545-8388	264-6413 kurasapo@shakyohiroshima-city.or.jp
東区くらしサポートセンター	東区東蟹屋町9-34（東区総合福祉センター4階 東区社会福祉協議会内）	568-6887	
南区くらしサポートセンター	南区皆実町一丁目4-46（南区役所別館3階 南区社会福祉協議会内）	250-5677	
西区くらしサポートセンター	西区福島町二丁目24-1（西区地域福祉センター4階 西区社会福祉協議会内）	235-3566	
安佐南区くらしサポートセンター	安佐南区中須一丁目38-13（安佐南区総合福祉センター5階 安佐南区社会福祉協議会内）	831-1209	
安佐北区くらしサポートセンター	安佐北区可部三丁目19-22（安佐北区総合福祉センター4階 安佐北区社会福祉協議会内）	815-1124	
安芸区くらしサポートセンター	安芸区船越南三丁目2-16（安芸区総合福祉センター3階 安芸区社会福祉協議会内）	821-5662	
佐伯区くらしサポートセンター	佐伯区海老園一丁目4-5（佐伯区役所別館5階 佐伯区社会福祉協議会内）	943-8797	

○本部：統括 264-6405（南区松原町5-1 BIG FRONTひろしま6階 広島市社会福祉協議会内）

○消費生活に関するトラブルについて相談したい

●消費生活センター

消費生活や借金問題に関する苦情・相談などをお聴きし、解決のお手伝いをします。また、消費生活上の一般的知識のお問合せにもお答えします。

消費生活出前講座の実施や消費者活動の場の提供、展示パネルの貸出もしています。

○開館時間 午前10時～午後7時（休館日 火曜日、12月29日から1月3日）

施 設 名	所 在 地	TEL (FAX)
広島市消費生活センター	中区基町6-27 アクア広島センター街8階	225-3300 (221-6282)

○困りごとの相談をしたい

●発達障害者支援センター

市内に居住する自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある方（発達障害者）及びその家族の方を対象に、専門的な相談支援や発達支援、就労支援などを行っています。

○相談時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝・休日、8月6日、年末年始は除く）

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
広島市発達障害者支援センター	東区光町二丁目 15-55	568-7328	261-0545

●障害者相談支援事業所

在宅の障害者（児）や家族等の相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助や各種情報の提供等を行います。

○対象 在宅の障害者（児）とその家族等

担当区域	名 称	所 在 地	電話番号 (ファクス)
中区	広島市中区障害者基幹相談支援センター	中区吉島西二丁目3番20号	298-5575 (545-8801)
	広島市中区障害者相談支援事業所	中区本川町二丁目6番11号 第7ウエノヤビル4F	234-2422 (234-2411)
東区	広島市東区障害者基幹相談支援センター	東区戸坂南一丁目27-2	573-0140 (229-7008)
	広島市東区障害者相談支援事業所	東区温品町字森垣内510-1	562-2802 (289-6085)
南区	広島市南区障害者基幹相談支援センター	南区出汐二丁目3-46	207-0636 (207-0626)
	広島市南区障害者相談支援事業所	南区出汐三丁目2-20	298-1122 (250-7831)
西区	広島市西区障害者基幹相談支援センター	西区草津梅が台10-1	270-1249 (270-1248)
	広島市西区障害者相談支援事業所	西区打越町17-27	555-1018 (555-1018)
安佐南区	広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	安佐南区伴東三丁目16-1	207-4338 (207-4339)
	広島市安佐南区障害者相談支援事業所	安佐南区祇園六丁目31-3	962-3350 (962-3336)
安佐北区	広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	安佐北区真亀一丁目1-8	516-7377 (516-7600)
	広島市安佐北区障害者相談支援事業所	安佐北区可部三丁目32-12	815-0405 (847-2266)
安芸区	広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	安芸区上瀬野南一丁目338-3	881-7110 (894-0403)
	広島市安芸区障害者相談支援事業所	安芸区中野東四丁目5-35	892-1601 (892-3914)
佐伯区	広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	佐伯区五日市町皆賀104-27	924-0028 (943-8874)
	広島市佐伯区障害者相談支援事業所	佐伯区五日市一丁目5-39	924-5560 (924-5560)

●精神保健福祉相談

精神保健福祉相談員が精神保健福祉についての様々な相談に応じています。また、日を定めて精神科医師も相談に応じます。

○問い合わせ先 各区地域支えあい課地域支援第一係（安芸区は地域支援係）（78ページをご覧ください。）

○相談日時（いずれも祝日、年末年始、8月6日は休み）

区分	区	日時
精神保健福祉相談員による相談 （面接相談は要予約）	全区	月～金曜日 午前中
精神科医師による相談 （予約制）	中区・東区・西区・安佐南区	原則第2・4木曜日 午後1時30分～3時
	南区・佐伯区	原則第1・3木曜日 午後1時30分～3時
	安佐北区・安芸区	原則第3木曜日 午後1時30分～3時

●訪問指導

精神障害のある方等の家庭などを訪問し、日常生活の過ごし方や社会復帰について相談を行っています。

○相談・問い合わせ先 各区地域支えあい課地域支援第一係（安芸区は地域支援係）（78ページをご覧ください。）

●精神保健福祉センター

地域における精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関として、相談や研修、普及啓発、デイケアなどを行っています。

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市精神保健福祉センター	中区富士見町 11-27	245-7731	245-9674

○精神保健福祉相談・診療（対象 おおむね16歳以上の方）

内容	区分	日時
思春期の問題やひきこもり、対人関係や依存症の問題、精神的な病気などに関する相談に応じています。 また、必要に応じて診療を行っています。	電話相談	月曜日～金曜日 8:30～17:00
	面接相談	月曜日～金曜日 9:00～17:00（予約制）
	診療	月曜日～金曜日 9:00～17:00（予約制）

※面接をご希望の方も、まずは相談専用電話（245-7731）にお電話ください。

○精神科デイケア

内容	対象	実施日・期間
人付き合いが苦手、生活リズムがつかめないなどの悩みを持つ方を対象にデイケアを行っています。グループ活動を通じて、対人関係の改善や社会生活機能の回復を図ります。	精神的な病気や通院治療を受けている概ね18歳～45歳の方	【実施日】週4日（月・火・木・金）9:00～16:00 【期間】6ヶ月を1期として最長10期（5年間）

●心配ごと相談所（区社会福祉協議会）

相談員等が日常生活上の悩みごとや心配ごとの相談を受け、専門的な事項については関係相談機関に紹介しています。

相談場所	相談日時	所在地	TEL
中区地域福祉センター	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階	249-3114
東区総合福祉センター	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター4階	263-8443
南区地域福祉センター	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館3階	251-0525
西区地域福祉センター	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター4階	294-0104
安佐南区総合福祉センター	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 *弁護士相談（要予約） 毎月第3水曜日午後1時～3時 *子育てサークル相談 第4火曜日午前10時～午後2時	安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター5階	831-5011
祇園福祉センター	健康相談（まちの保健室） 毎月第2・4水曜日 午後1時～3時	安佐南区西原一丁目13-26	874-9646
佐東老人いこいの家	健康相談（まちの保健室） 毎月第1・3月曜日 午前10時30分～12時	安佐南区緑井六丁目29-25	879-7880
安佐北区総合福祉センター	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター4階	814-0811
安芸区総合福祉センター	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター3階	821-2501
佐伯区地域福祉センター	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館5階	921-3113
湯来福祉会館	毎週月曜日、毎月第2・4金曜日 午後1時～4時	佐伯区湯来町大字和田333	0829-83-0877 または 921-3113

●福祉サービス利用援助事業「かけはし」

知的障害や精神障害のある方で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などについて、相談助言を受けたり、代行を頼んだりして、地域で安心して暮らし続けたいという方を支援します。大切な書類などの預かりサービスも行います。

○費用 相談は無料ですが、預かりサービス及び「支援契約」締結後の生活支援員による支援は有料です（ただし、生活保護世帯は無料です。）。また、下記サービス提供のために生じる実費（交通費等）については、利用者の負担になります。

サービス内容	費用
福祉サービスを利用されるときのお手伝い	1回あたり（2時間程度） 1,500円
日常的な金銭管理のお手伝い	
通帳などのお預かりサービス	1か月 1,500円

○問い合わせ先 広島市社会福祉協議会・各区社会福祉協議会

名 称	事務局所在地	電話番号	FAX 番号
広島市社会福祉協議会 (福祉サービス利用援助センター)	南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内 (BIG FRONT ひろしま6階)	264-6406	264-6437
中区社会福祉協議会	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル 中区地域福祉センター内	249-3114	242-1956
東区社会福祉協議会	東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター内	263-8443	264-9254
南区社会福祉協議会	南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館内	251-0525	256-0990
西区社会福祉協議会	西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター内	294-0104	291-7096
安佐南区社会福祉協議会	安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター内	831-5011	831-5013
安佐北区社会福祉協議会	安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター内	814-0811	814-1895
安芸区社会福祉協議会	安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター内	821-2501	821-2504
佐伯区社会福祉協議会	佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館内	921-3113	924-2349

○親亡き後のことが心配…

●成年後見制度

成年後見制度は、精神障害などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理など（財産管理）や日常生活での様々な契約など（身上保護）を支援していく制度です。

利用したい場合は、本人、配偶者及び四親等以内の親族などが家庭裁判所に成年後見の申し立てを行います。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

①法定後見制度（判断能力が不十分な人）

名称	後見制度	補佐制度	補助制度
対象（利用者本人）	判断能力が常に欠けている状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
仕事の内容	財産管理・身上監護		
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	
同意見・取消権	日常生活に関する行為以外の全ての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為

※法律行為：契約など、意思表示により法律上の権利の変動（発生・変更・消滅）を生じさせる行為

※代理権：本人に代わって契約などの法律行為を行う権限

※同意権：本人が契約などの法律行為を行うにあたり、支援する人の同意を必要とする権限

※取消権：本人のみが行った不利益な契約などの行為を取り消す権限

②任意後見制度

判断能力がある人が、判断能力が衰えた場合に備えて、法律行為を本人に代わって行う人（任意後見受任者）をあらかじめ自分自身で決めておく制度です。

## ●成年後見事業「こうけん」

知的障害や精神障害のある方で、申請時に①福祉サービス利用援助事業「かけはし」利用者②広島市内在住者③市長申立て者④他に後見人等候補者がいない者、①～④の全ての条件を満たす方を対象に、社会福祉協議会が法人として成年後見等の業務をする事業です。

○費用 相談は無料、後見業務については家庭裁判所の裁定による報酬額

○問い合わせ先 広島市社会福祉協議会「福祉サービス利用援助センター」

名 称	所 在 地	TEL (FAX)
広島市社会福祉協議会 (福祉サービス利用援助センター)	南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内 (BIG FRONT ひろしま6階)	264-6406 (264-6437)

## ●成年後見制度利用支援事業

### 1 成年後見人等選任の申立て

判断能力が十分でなく、身寄りのない高齢者や障害者等のために、財産管理などを代わりに行う成年後見人等の選任の申立てを市長が家庭裁判所に行い、本人の権利と財産を守ります。

○対象 次のいずれにも該当する人

- ① 高齢者、知的障害者または精神障害者である。
  - ② 財産管理や福祉サービス等の契約能力が十分でない。
  - ③ 成年後見人等選任の申立てを行う配偶者及び四親等以内の親族がいない。
- ※ その他、市長が本人の福祉のため必要と認めた場合も対象

### 2 成年後見人等への報酬の支払い助成

資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な被後見人等に助成します。

○対象 広島市内に居住し、審判決定書における報酬付与の対象期間内に、次のいずれかに該当する期間（報酬助成対象期間）を有している人

- ① 生活保護を受けている。
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付を受けている。
- ③ 収入・資産等の状況から上記①、②と同等の状態であると認められる。

※ 成年後見人等が親族の場合は対象外。

○助成額 家庭裁判所が決定する成年後見人等に対する報酬額のうち、報酬助成対象期間にかかる報酬額を助成。ただし、次の額を上限とします。

- ・在宅期間 月額2万8,000円
- ・入院、入所期間 月額1万8,000円

ただし、申請時に一定額以上の現金及び預貯金を保有する場合は、助成額を減額する場合があります。

○手続き 各区地域支えあい課（78ページ）